

# 富山県指定管理者制度懇話会

## －平成 23 年度報告－

平成 24 年 3 月

富山県の指定管理者制度について、次のとおり改善すべき点をまとめたので、報告する。

## 1 地域要件の見直しについて

### 【現 状】

平成 22 年度の公募までは、県内に事務所を置く者を要件とし、県内に本社を置くことまでは要件としていなかった。

### 【課題・問題点】

制度導入から 5 年が経過し、公募に参加する民間企業も増加するなか、大きな資本力を有する県外の企業が参入し、規模や資金力に差がある地元企業の参入が難しくなるなどの問題が生じてきた。

こうした状況への対応として、全国的にも県内に主たる事務所（本社）を置くことを要件としている県が多い。

### <全国の状況>

区 分	都道府県数
地域要件を設けている施設がある	43
「主たる事務所（本社）」を県内に置くことを参入要件とする	26
「事務所」を県内に置くことを参入要件とする	17
地域要件を設けていない	4

### 【対応案】

①厳しい県内経済状況を踏まえ、県内の雇用の確保や地元企業の育成の観点から、地元企業の受注機会確保に配慮するとともに、②地域に密着した施設については、きめ細かな県民ニーズの把握や日頃から培った地域のネットワークを生かした施設の利用促進という観点を、指定管理者の選定にあたり重視することとして、

**平成 23 年度の公募から地域に密着した中小規模の施設（管理経費が 1 億円未満の施設\*）について、原則として、県内に「主たる事務所」（本社）を置くことを要件とするよう見直しを行うことが適当**である。

なお、当該見直しによる効果は、随時検証していくことが必要である。

※ 「中小規模の施設」の範囲については、「管理経費 1 億円未満の施設」とすることで、客観的な基準で恣意的な判断を排除。

## 2 指定期間の見直しについて

### 【現 状】

平成 22 年度の公募までは、指定期間に幅を持たせ、3～5 年を原則とし、施設ごとに定めることとしており、大半の施設の指定期間が 4 年となっていた。

#### <平成 22 年度公募までの指定期間の考え方>

- |                          |
|--------------------------|
| 3 年：機器の更新が早い施設など         |
| 4 年：標準的な施設               |
| 5 年：病院やソフト事業のウエイトが高い施設など |

### 【課題・問題点】

全国的には 5 年が主流となりつつある。

#### <指定期間の富山県と全国の状況>

	富山県		全国状況			
	施設数	構成比	都道府県・市町村		都道府県分のみ	
H18			H21	H18	H21	
2 年以下	3	5.3%	8.0%	3.0%	3.5%	1.6%
3 年	1	1.8%	47.3%	減少 32.6%	74.3%	減少 57.1%
4 年	42	75.0%	9.2%	↓ 10.4%	5.1%	↓ 4.5%
5 年	10	17.9%	28.9%	増加 47.3%	16.3%	増加 35.7%
6 年以上	—	—	6.6%	6.7%	0.8%	1.2%
全体	56	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

平成 22 年度の包括外部監査においても、

- ①民間事業者等が参入する場合、人材育成やネットワーク構築などに投資と時間を要すること
- ②施設の利用者数、収入がその年の天候に左右されること等から指定期間の延長について検討すべき旨の意見があった。

### 【対応案】

指定期間の延長により、指定管理者の天候等によるリスクが平準化されることや、ノウハウの蓄積による施設のサービスの向上が期待できることから、**平成 23 年度の公募から、指定期間については、原則として 5 年**とする見直しを行うことが適当である。(ただし、① 施設管理形態等の見直しが見込まれる場合、② 新たに指定管理者制度を導入する場合は除く。)

#### <指定期間の延長によるメリット>

- ・天候等による収入や利用者の変動リスクを平準化できる。
- ・リース料等の経費を長期化により抑制できる。
- ・中長期的な視点にたった人材の確保や育成が可能となる。
- ・ノウハウの蓄積により、サービスの向上が期待できる。

### 3 管理状況の評価について

#### 【現 状】

県(施設所管課)が、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等をもとに、施設の管理状況評価を行っている。

その評価の結果は、毎年度、県ホームページで公表している。

#### 【課題・問題点】

- ・ 評価結果は、指定管理者の管理運営にしっかり反映させていくことが必要である。
- ・ 管理運営状況を適正にチェックし、評価の客観性・中立性を確保する方法として、第三者評価の導入を検討する余地がある。
- ・ 9都県において第三者評価を実施している。  
(岩手、群馬、千葉、東京、岐阜、静岡、高知、宮崎、沖縄)

#### 【対応案】

##### <評価結果の反映>

評価結果をその後の管理運営に反映させていくことが大切なことから、評価結果を踏まえた**改善事項等があれば、定期報告書や事業報告書で改善策の報告を求め、履行状況を確認**すべきである。

##### <第三者評価の導入>

現在の管理状況評価については、県(施設所管課)による評価のみを実施しているが、より評価の客観性・中立性を高めることが必要なことから、**第三者評価を導入**すべきである。

第三者評価の実施にあたっては、原則として**指定期間5年のものについて、3年目に実施**することとするが、県の評価結果が著しく低いなど管理状況に課題がある場合には、必要に応じて適宜実施することが適当である。

第三者評価は、**指定管理者を選定した際の事業計画等のおりに実際の管理運営が行われているか、また、県のモニタリングや評価が適正に行われているか**といった視点から検証を行うこととなることから、評価にあたっては、原則として指定管理者選定委員会の委員を活用することが望ましい。